

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年12月13日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第66号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部
免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第69号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第3 議案第71号 市道路線の認定について
議案第72号 市道路線の変更について
議案第73号 指定管理者の指定について
議案第74号 指定管理者の指定について
-
- 日程第4 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）
議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
-
- 日程第5 請願第4号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書
-
- 日程第6 請願第5号 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書
-
- 日程第7 意見書案第7号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について
意見書案第8号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について
-
- 日程第8 意見書案第9号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書について
意見書案第10号 脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書について
-
- 日程第9 休会の件

令和6年12月9日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 議決の結果 |
|--------|--|-------|
| 議案第66号 | 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第67号 | 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第69号 | 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第70号 | 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第75号 | 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項） | 原案可決 |

令和6年12月10日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真 澄

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 議決の結果 |
|--------|-------------------------------|-------|
| 議案第73号 | 指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第74号 | 指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第75号 | 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項） | 原案可決 |
| 議案第76号 | 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第77号 | 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 認定第78号 | 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |

令和6年12月11日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 議決の結果 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 議案第68号 | 取手市手数料条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第71号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 議案第72号 | 市道路線の変更について | 原案可決 |
| 議案第75号 | 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項） | 原案可決 |

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び取手市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和6年12月13日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

発議者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

提案理由

本条例の目的にあるとおり、高等教育の機会均等を図るため、奨学生の資格については、親権者等が市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納しているか否かを問わないよう修正提案するものです。

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第2条第1号の改正規定を削る。

付則第2項を削り，付則第1項の見出し及び項番号を削る。

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び取手市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和6年12月13日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

発議者 取手市議会議員 金澤 克 仁

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 染谷 和 博

提案理由

奨学生の資格について、親権者等に滞納があった場合においても、滞納金の納付の意思が十分に認められる場合など情状を考慮すべきときには奨学生の資格を認めるよう、修正提案するものです。

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第70号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| <p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者(情状を考慮し規則で定めるものを除く。)</u>の子弟</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> | <p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者の子弟</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> |

令和6年12月9日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

総務文教常任委員会

委員長 鈴木 三 男

請願審査報告書

本委員会は、令和6年12月2日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

| 受付番号 | 件 名 | 審査結果 | 措 置 |
|--------|----------------------|-------|-----|
| 請願第 5号 | 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書 | 不 採 択 | |

令和6年12月10日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

請願審査報告書

本委員会は、令和6年12月2日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

| 受付番号 | 件名 | 審査結果 | 措置 |
|--------|---|------|----|
| 請願第 4号 | 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書 | 採 択 | |

意見書案第9号

脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月13日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書（案）

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す、または脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては、交通事故等の外傷を要因とするものや、遺伝疾患などで発症すると言われています。

さらに、原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性があります。しかし、この病気は通常の検査では診断できず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため、発見が非常に難しいのが現状です。

現在まで、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ませんが、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため、通院のための長時間の移動は非常に厳しくつらいものとなります。

その上、この病気の大変なところは、完治がなく長期間において症状が続き長期的ケアが必要なことです。漏れを止める唯一の治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では、保険適用で長期間にわたり病態などを総合的に経過観察できる医療施設がないのが現状です。

脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬はなく、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性患者を救済するために、新しい治療の研究、そして難治性患者の難病指定を望みます。難治性患者そして患者家族も限界です。

こうした観点から、国においては、脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され、医療体制の改善のため下記の措置を講じられるよう要請します。

記

- 1 厚生労働省においては、国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること。
- 2 難治性の長期疾患を指定難病に追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

意見書案第10号

脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月13日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書（案）

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては、交通事故等の外傷を要因とするものや、遺伝疾患などで発症すると言われていています。

さらに、原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性ががあります。しかし、この病気は通常の検査では診断できず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため、発見が非常に難しいのが現状です。

現在まで、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ませんが、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため、通院のための長時間の移動は非常に厳しくつらいものとなります。

その上、この病気の大変なところは、完治がなく長期間において症状が続き長期的ケアが必要なことです。漏れを止める唯一の治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では、保険適用で長期間にわたり病態などを総合的に経過観察できる医療施設がないのが現状です。

こうした観点から、茨城県においては、脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され、医療体制の改善のため下記の措置を講じられるよう要請します。

記

- 1 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事